

みやけい交通安全ニュース

発行：宮崎県警察本部交通企画課 R6-No.14(2024.8.26)



飲酒運転による交通事故が増加！

県内では8月以降、交通事故で飲酒運転が発覚し、運転者が相次いで逮捕されています。飲酒運転による人身事故は、前年の約1.6倍と大幅に増加しております。



飲酒運転の代償

軽い気持ちで飲酒運転をしたことで、多くの責任を負うことになります。

- ・懲役や罰金の刑罰
 - ・運転免許の取消し、停止
 - ・事故相手方への補償のほか、
 - ・解雇や退職等の社会的制裁と経済的損失
- など、本人のみならず、家族や職場等を巻き込むことになります。



免許取消しの後悔

飲酒運転等により運転免許の取消し処分を受けると、再取得までの欠格期間が1年～10年に及び、さらに取消処分者講習を受講しなければ、運転免許の受験ができません。

この講習の受講者からは、運転免許の取消し処分を受けたことで、

- ・日常生活において家族に迷惑をかけた
- ・再度自動車学校に通うために、多額の費用がかかった
- ・逮捕されたことで職を失った。仕事の取引先に迷惑をかけた

など、様々な後悔をしています。

このほか、免許取消し後に無免許運転で検挙され、再取得するまでの欠格期間がさらに延びたケースも見られます。

あの日を絶対に忘れない・・・

平成18年8月25日、福岡市の海の中道大橋において、飲酒運転による追突事故で幼い3人の命が奪われました。

福岡県では、この悲惨な事故を風化させないため、8月25日～31日までの1週間を「飲酒運転撲滅週間」、毎月25日を「飲酒運転撲滅の日」と定めて、県を挙げて飲酒運転撲滅に向けた取組を行っています。

毎月10日は「県民交通安全の日」

地域の交通事故情勢に応じた活動を行う日です。地域や職場、学校、家庭等で交通安全活動に取り組みましょう。